平成２１年（フ）第７００号
神奈川県厚木市栄町２丁目５番13号
債務者　尾澤有希子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７３６号
神奈川県秦野市平沢353番地の10　船道ハイツ101号、前住所神奈川県秦野市栃窪602番地コーポカトウＡ―201号
債務者　福田　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７３８号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜429番地
債務者　菅沼　　修
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７５８号
神奈川県中郡二宮町二宮407番地の10　下浜コーポ105
債務者　中村　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７６１号
神奈川県秦野市西田原141番地の12
債務者　小向　精一
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７６２号
神奈川県秦野市西田原141番地の12
債務者　小向芙美代
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７６６号
神奈川県厚木市旭町３丁目10番７号　ハイム本厚木302
債務者　江部　紀子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７７２号
神奈川県秦野市西田原141番地の12
債務者　小向　左紋
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７９０号
神奈川県平塚市東中原２丁目２番29号　コーポラス伊勢山102号
債務者　松井　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１１５号
新潟県阿賀野市中央町２丁目17番７号、申立時の住所新潟県阿賀野市北園町３番27号コーポ優201号
債務者　五百川直美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１３６号
新潟県新発田市御幸町３丁目３番11号
債務者　相馬　一夫
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１３７号
新潟県新発田市御幸町３丁目３番11号
債務者　相馬登美子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４５９号
愛知県岩倉市旭町２丁目47番地　メゾンショーホー502号
債務者　新井悟こと　ＡＲＡＩ　ＦＡＢＩＯ　ＳＡＴＯＲＵ
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６２号
三重県尾鷲市古戸町１番47号
債務者　新井静子こと　俞　　河順
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第１３３号
兵庫県小野市昭和町458番地の424
債務者　松永鉄筋こと　松永　　孝
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１４２号
兵庫県西脇市岡崎町223番地
債務者　寺越　孝子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３８５号
岡山県都窪郡早島町前潟123番地プレジール花みずきＢ201
債務者　新田　伸一（旧姓横井手）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
岡山県倉敷市粒江団地６番１―306号
債務者　小笠原明子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係